

平成28年6月1日 改定内容

新旧対照表 共通特記仕様書

新

旧

第10 工事現場における主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係について

- 1 主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係
主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）は、入札の**応札日**以前、継続して3ヶ月以上の直接的な雇用関係（所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在すること）を有する者を配置すること。
- 2 適用対象
専任で主任技術者等を設置しなければならない**請負金額3,500万円以上（建築一式工事の場合は7,000万円以上）**で県から直接請け負う建設業者の、主任技術者等を対象とする。

第10 工事現場における主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係について

- 1 主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係
主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）は、入札の**開札日**以前、継続して3ヶ月以上の直接的な雇用関係（所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在すること）を有する者を配置すること。
- 2 適用対象
専任で主任技術者等を設置しなければならない**請負金額2,500万円以上（建築一式工事の場合は5,000万円以上）**で県から直接請け負う建設業者の、主任技術者等を対象とする。

共通特記仕様書 (H28.6.1以降に契約する工事から適用)

○この共通特記仕様書は、全ての工事に適用します。

<目次>

第1	施工計画書（現場組織表）について	2
第1-2	工事現場における施工計画書の備え付け等について	5
第2	現場における責任者の明確化について	6
第3	建設業退職金共済制度に関する掲示について	7
第4	県内調達について	8
第5	排出ガス対策型建設機械の使用原則化について	10
第6	建設機械への不正軽油の使用排除について	10
第7	創意工夫等実施状況の提出について	10
第8	建設副産物について	13
第8-2	建設副産物について（請負金額が100万円以上の全て（※参照）の工事）	13
	※ 建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出量の大小及び有無に関わらず対象とする	
第9	暴力団等による不当介入の排除対策	13
第10	工事現場における主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係について	16
第11	コンクリートについて（コンクリート使用時）	17
第12	道路工事現場における表示施設などの設置基準について（道路工事（路上で作業をする工事）を実施する場合）	20
第13	足場工について（足場を計上する工事）	24
第14	深礎杭内部での作業について（深礎杭を施工する工事）	24
第15	かご工等に使用する中詰め材（ぐり石）等について（ぐり石を使用する工事）	24
第16	吹付工および現場吹付法砕工の品質管理基準について（吹付工及び現場吹付法砕工の工事）	25
第17	工事関係提出書類の簡素化について	26
第18	公共工事に伴う河川の濁水対策について	28
第19	地籍調査の標識（境界杭等）の取扱いについて	28
第20	施工体制台帳の作成等について	29

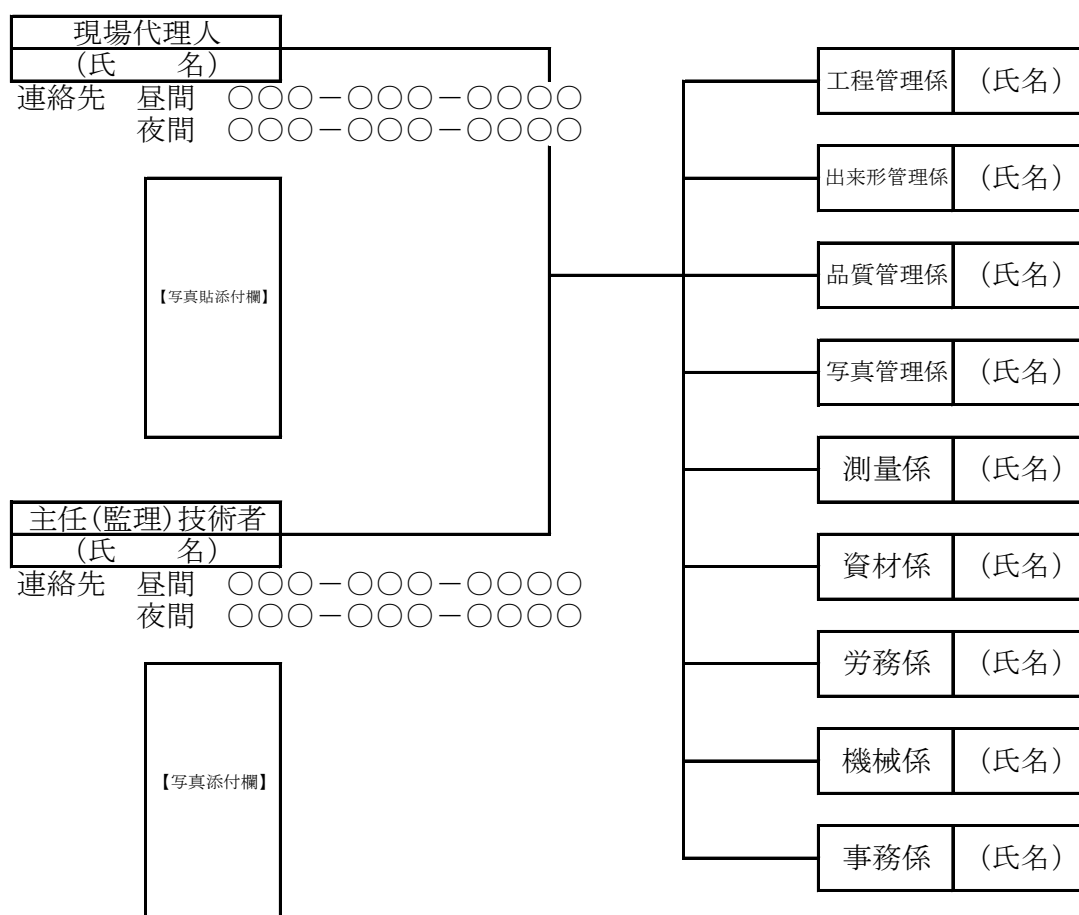
第1 施工計画書（現場組織表）について

（平成16年9月6日付け技第596号「施工計画書（現場組織票）等について」で通知）

- 1 現場組織表は、工事の規模、内容により必要な担当者を定め、施工に関する責任の範囲が明らかになるように作成し、監督員に提出しなければならない。（様式自由、様式1-1参照）
- 2 下請負契約がある場合においては、各下請負人の施工分担関係を明確にするとともに、工事に携わる関係者全員が工事における施工分担を把握できるように作成し、「様式1-2」により監督員に提出しなければならない。添付書類として下請負契約書（写）（1次、2次下請負以降もすべて）を添付のこと。

様式1-1

施工計画書 現場組織表



施工計画書 現場組織表

元請会社		専任		非専任		専任		非専任		専任		非専任		専任		非専任			
元請会社名		会社名		会社名		会社名		会社名		会社名		会社名		会社名		会社名		会社名	
許可番号		許可番号		許可番号		許可番号		許可番号		許可番号		許可番号		許可番号		許可番号		許可番号	
現場代理人名		下請負金額		下請負金額		下請負金額		下請負金額		下請負金額		下請負金額		下請負金額		下請負金額		下請負金額	
		主任技術者名		主任技術者名		主任技術者名		主任技術者名		主任技術者名		主任技術者名		主任技術者名		主任技術者名		主任技術者名	
		工期		工期		工期		工期		工期		工期		工期		工期		工期	
		専任・非専任		専任・非専任		専任・非専任		専任・非専任		専任・非専任		専任・非専任		専任・非専任		専任・非専任		専任・非専任	
【写真添付欄】		【写真添付欄】 『専任のみ』		【写真添付欄】 『専任のみ』		【写真添付欄】 『専任のみ』		【写真添付欄】 『専任のみ』		【写真添付欄】 『専任のみ』		【写真添付欄】 『専任のみ』		【写真添付欄】 『専任のみ』		【写真添付欄】 『専任のみ』		【写真添付欄】 『専任のみ』	
【写真添付欄】		【写真添付欄】 『専任のみ』		【写真添付欄】 『専任のみ』		【写真添付欄】 『専任のみ』		【写真添付欄】 『専任のみ』		【写真添付欄】 『専任のみ』		【写真添付欄】 『専任のみ』		【写真添付欄】 『専任のみ』		【写真添付欄】 『専任のみ』		【写真添付欄】 『専任のみ』	
【写真添付欄】		【写真添付欄】 『専任のみ』		【写真添付欄】 『専任のみ』		【写真添付欄】 『専任のみ』		【写真添付欄】 『専任のみ』		【写真添付欄】 『専任のみ』		【写真添付欄】 『専任のみ』		【写真添付欄】 『専任のみ』		【写真添付欄】 『専任のみ』		【写真添付欄】 『専任のみ』	

- 【注意事項】
1. 全ての下請負契約書(写)を添付の事。
 2. 下請負者の主任技術者の写真は専任の場合のみ添付の事。
 3. 添付する写真は、
縦 3cm
横 2.5cm
程度の大きさとし、
顔が判別できるものとする。
 4. カラーコピー、もしくはデジタルカメラ写真を印刷したものでもよい。
 5. A3版で作成したものでよい。

施工計画書 現場組織表

作成特定建設業者の商号名称

作成特定建設業者の建設業許可番号

作成特定建設業者がおいた現場代理人の氏名

【写真添付欄】

作成特定建設業者がおいた主任(監理)技術者の氏名

作成特定建設業者が発注者と締結した契約書に記載された金額

作成特定建設業者が発注者と締結した契約書に記載された工事

元請会社名	〇〇建設
許可番号	00-123456
現場代理人名	谷田 太郎
【写真添付欄】	
主任(監理)技術者名	宮崎太郎
元請負金額	132,300,000
工期	4.4.5~H15.3.1
専任・非専任	専任
【写真添付欄】	

構内電機設備・照明設備

会社名	奥末工業
許可番号	30-012345
下請負金額	28,875,000
主任技術者名	金田 次郎
工期	4.4.11~H15.3
専任・非専任	専任
【写真添付欄】	
『専任のみ』	

工事

照明設備

会社名	米倉電工(有)
許可番号	
下請負金額	8,085,000
主任技術者名	金田 次郎
工期	4.8.10~H15.2
専任・非専任	専任
【写真添付欄】	
『専任のみ』	

工事

会社名	
許可番号	
下請負金額	
主任技術者名	
工期	
専任・非専任	
【写真添付欄】	
『専任のみ』	

工事

コンクリート・鉄筋工・型枠工・仮設工

会社名	白鳥産業(株)
許可番号	30-000111
下請負金額	34,650,000
主任技術者名	白鳥 五郎
工期	4.4.12~H14.12.1
専任・非専任	専任
【写真添付欄】	
『専任のみ』	

工事

鉄筋工

会社名	備北鉄筋工業
許可番号	30-000222
下請負金額	8,505,000
主任技術者名	
工期	4.4.23~H14.12.1
専任・非専任	専任
【写真添付欄】	
『専任のみ』	

工事

鉄筋設置時の建築物の揚重運搬配置

会社名	江頭土木(株)
許可番号	30-000444
下請負金額	1,806,000
主任技術者名	江頭 太郎
工期	4.5.2~H14.8.1
専任・非専任	専任
【写真添付欄】	
『専任のみ』	

工事

下請負人の商号名称

下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された金額

下請負人が置いた主任技術者の氏名

下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された工期

下請負人が請負った建設工事の具体的内容

会社名	
許可番号	
下請負金額	
主任技術者名	
工期	
専任・非専任	
【写真添付欄】	
『専任のみ』	

工事

型枠工

会社名	荒神工務店
許可番号	30-000333
下請負金額	12,600,000
主任技術者名	荒神 次郎
工期	4.4.23~H14.10.1
専任・非専任	専任
【写真添付欄】	
『専任のみ』	

工事

会社名	
許可番号	
下請負金額	
主任技術者名	
工期	
専任・非専任	
【写真添付欄】	
『専任のみ』	

工事

【注意事項】

1. 全ての下請負契約書(写)を添付の事。
2. 下請負者の主任技術者の写真は専任の場合のみ添付の事。
3. 添付する写真は、縦 3cm、横 2.5cm、程度の大きさとし、顔が判別できるものとする。
4. カラーコピー、もしくはデジタルカメラ写真を印刷したものでもよい。
5. A3版で作成したものでもよい。

第1-2 工事現場における施工計画書の備え付け等について

(平成21年2月10日付け技第1294号「工事現場における施工計画書の備え付け等について」で通知)

1. 施工計画書(写)の備え付け

施工計画書は、図面、仕様書等に定められた工事目的物を完成させるために必要な施工方法や工法及び施工中の管理等を定めたものであり、工事に際し基本となる計画であることから、当該工事が稼働している間、常時工事現場に備えおかねばならない。

※工事現場とは、当該工事現場の敷地内に限る。なお、当敷地内に現場事務所たるものがない場合においても、常に閲覧できる状態であること。

2. 現場組織表の掲示

現場組織表は工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示すること。なお、掲示にあたり現場組織表の請負金額については省略できる。

3. 発注機関等の閲覧

発注機関及び和歌山県県土整備部施工体制点検特別調査班の現場点検及び立入調査の際、施工計画書等の閲覧を求められた場合はこれに従うこと。

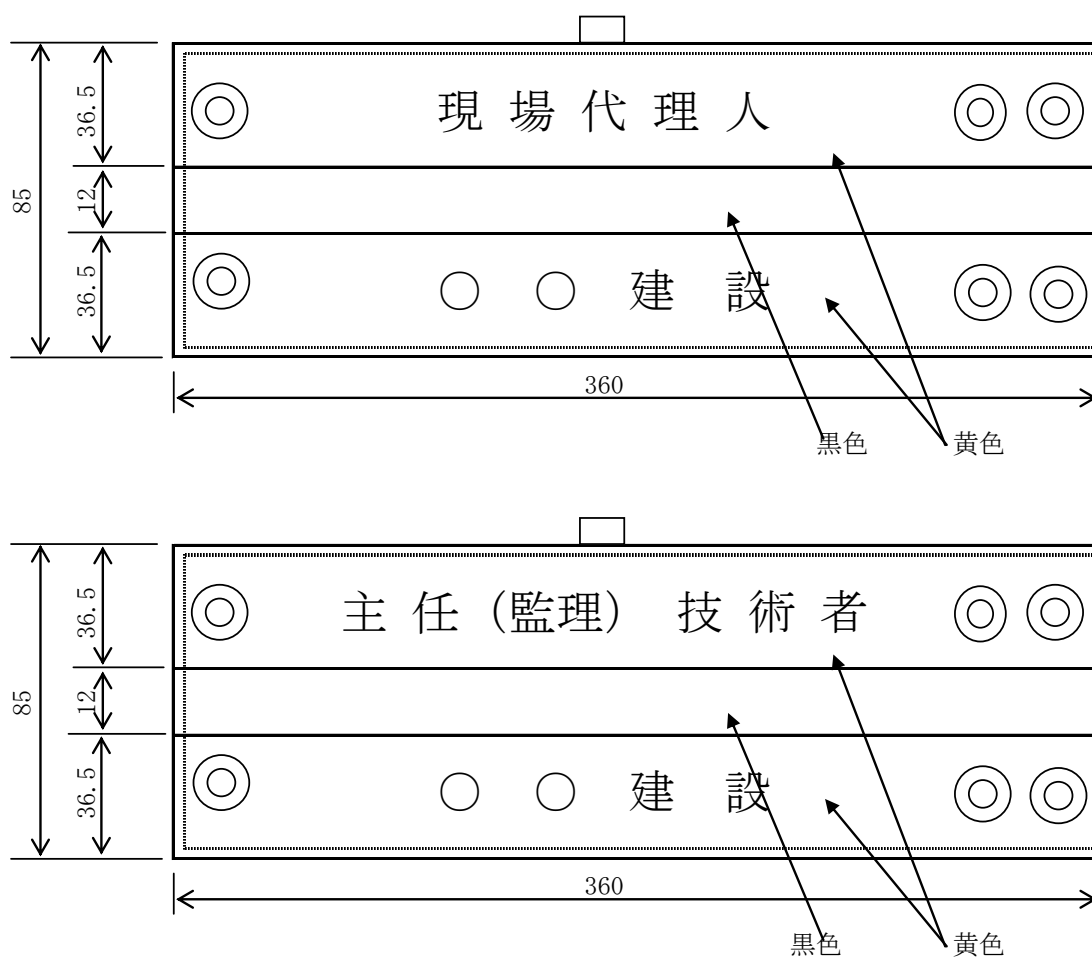
第2 現場における責任者の明確化について

(平成16年9月6日付け技第596号「施工計画書(現場組織票)等について」で通知)

- 1 現場代理人、主任(監理)技術者においては、現場での責任者の明確化を図るため、腕章を着用すること。(図2-1)

図2-1

現場代理人、主任(監理)技術者用腕章図



※現場代理人と主任(監理)技術者が兼任の場合、腕章の表示の仕方は2段書き又は連続書きとする。

(和歌山県土木請負必携(2葉の2)10-13 「請負者 現場責任者用」 変更)

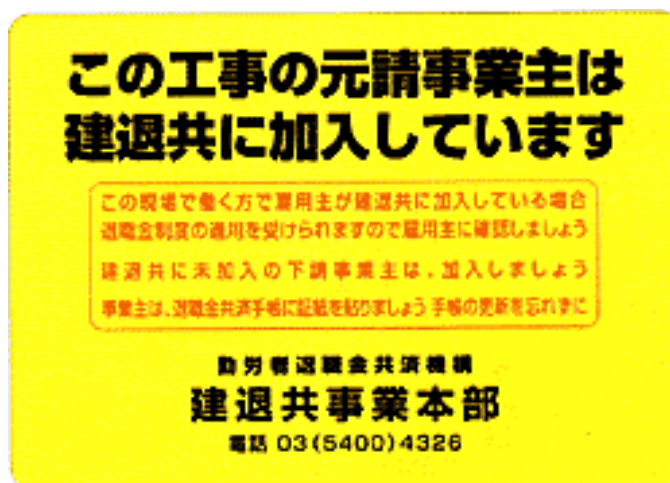
※和歌山県土木請負必携(2葉の2)10-13 「現場責任者用」 削除)

第3 建設業退職金共済制度に関する掲示について

(平成13年3月9日付け閣議決定「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」で通知)

- 1 請負者は、建設業退職金共済制度に関する掲示(図3-1)を現場事務所や工事現場の出入口等、見やすい場所に掲示すること。

図3-1



第4 県内調達に関する特記仕様書

(平成17年6月30日付け技第459号 「県産品建設資材(県認定リサイクル製品含む)計上の際の条件明示及び県内調達の努力義務について」で通知)

- 1 請負者は、下請負金額及び下請回数にかかわらず、下請契約を締結する場合には、当該契約先として県内に本社、本店を有する建設業者とするよう努めなければならない。
- 2 請負者は、工事資材調達に際し、県産品建設資材及び県内調達資材の優先使用に努めなければならない。

なお、県産品建設資材とは以下いずれかに該当するものをいう。

(1) 県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等で製造された建設資材又は製品

(2) 県内の工場で大部分の工程が施されている建設資材又は製品

(3) 紀州材認証システムにより認定された「紀州材」

(4) 県内で生産された素材が大部分を占める建設資材又は製品

また、県内調達資材とは以下に該当するものをいう。

県産品建設資材で調達できない、もしくは仕様書中の「単価表」「使用資材一覧表」等(以下「単価表等」)に『県産品建設資材』又は『県産品の「和歌山県認定リサイクル製品」』と記載の無いものであって、県内に本社、本店のある代理店等から調達したものの

- 3 請負者は、以下に該当する場合は、理由を明記した調達調書(様式4-1)を提出しなければならない。

(1) 県内に本社、本店を有しない建設業者と下請契約を締結。(2次下請以降も全て)

(2) 設計図書に明記された工事材料に県産品建設資材及び県内調達資材以外を使用(設計図書に明記されていない資材については除く)。

- 4 本工事に用いる資材について、仕様書中の「単価表」「使用資材一覧表」等(以下「単価表等」)に『県産品建設資材』又は『県産品の「和歌山県認定リサイクル製品」』と記載のあるものについては、同製品の中から選定し使用するものとする。ただし、該当する認定製品が1社のみとなる場合及び入手困難等、請負者の責によらない真にやむを得ない場合は監督員と協議の上、他の同等の製品に設計変更する事が出来る。また、「単価表等」に記載のない資材についても、「県産品建設資材」及び県産品の「和歌山県認定リサイクル製品」の使用に努めること(なお、この場合は工事成績評価の際に加点評価されます)。

様式4-1

調 達 調 書

和歌山県知事 様

請 負 者 所 在 地
(電 話)
商号又は名称
代表者役職氏名

1. 工事名
2. 工事場所
3. 請負金額

4. 下請契約

本工事で下請契約を締結する県内に本社・本店を有しない建設業者を報告します。

契約先名	契約先住所	下請工種	詳細	契約金額	県内企業を採用しない理由

※下請金額にかかわらず、下請(2次以降)契約する全ての対象建設業者を記載すること。

5. 資材調達

本工事に於いて県内建設資材以外で使用する資材を報告します。

資材名	品質・規格	数量	製造者名・代理店名等	製造者・代理店等所在地	県内建設資材を採用しない理由	県産品

※使用数量の有無にかかわらず、全ての県内建設資材以外について記載すること。所在地は都道府県名程度とする。

※設計図書に県産品と明記された資材は、「県産品」項目に「○」を記入すること。

第5 排出ガス対策型建設機械の使用原則化について

(平成14年8月30日付け技第186号「排出ガス対策型建設機械の使用原則化について」で通知)

- 1 請負者は、工事における作業環境の改善及び機械施工が大気環境に与える負荷の低減など環境対策を推進するため、排出ガス対策型建設機械の使用を原則化することとする。
- 2 第1項の対象建設機械は次のとおりとする。
 - (1) トンネル工事用排出ガス対策型建設機械7機種
バックホウ、大型ブレーカ、トラクタショベル、コンクリート吹付機、ドリルジャンボ、ダンプトラック、トラックミキサ【ディーゼルエンジン出力30～260kW】
 - (2) 主要土工3機種
バックホウ、車輪式トラクタショベル、ブルドーザ【ディーゼルエンジン出力7.5～260kW】
 - (3) 普及台数の多い建設機械5機種(一般工事)
発動発電機、空気圧縮機、油圧ユニット(基礎工事中用機械で独立したもの)、ローラ類、ホイールクレーン【ディーゼルエンジン出力7.5～260kW】
- 3 排出ガス対策型建設機械(以下「対策型」とする)の確認の為、施工計画書に記載(※1)するとともに、使用された建設機械の工事写真(対策型には「指定ラベル」が貼付されているので、これが確認できるもの)を提出すること。
(※1): 指定機械欄に、①機種②メーカー③型式④台数等を記入
- 4 当初設計においては、対策型を使用するものとして積算しているが、請負者が対策型を使用しない場合は設計変更を行う。なお、同一機種が2台以上使用され、対策型と未対策型が混合している場合は、すべて未対策型が使用されたものとして取り扱う。

第6 建設機械への不正軽油の使用排除について

- 1 請負者は、地方税法を遵守し、不正な軽油を燃料としている工事車両を使用しないものとする。
- 2 請負者は、工事現場に置いて、和歌山県が実施する軽油の抜き取り調査等、必要な協力を行わなければならない。

第7 創意工夫等実施状況の提出について

(平成25年3月25日付け技第1575号「和歌山県県土整備部工事成績評定要領の運用について」で通知)

- 1 受注者は、工事施工において、自ら立案実施した工事特性や創意工夫等技術力に関する項目、または、県産品や県認定リサイクル製品の利用促進に関する項目、地域社会への貢献として評価できる項目、施工体制や施工状況に関する項目に関する事項について、工事完了時まで所定の様式により提出することができる。(様式7-1、7-2参照)

様式7-1

工事特性・創意工夫・県産品、県認定リサイクル製品・社会性等・施工体制・施工状況に関する実施状況

工事名		受注者名	
審査項目	評価内容	事例	
□工事特性	□構造物の特殊性への対応	高さや延長等、施工規模が特殊な工事	
		形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事	
		□都市部等の作業環境、社会条件等への対応	地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事
			周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事
			周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事
			現道上での交通規制に大きく影響する工事
	緊急時に対応が特に必要な工事		
	施工箇所が広範囲にわたる工事		
	□厳しい自然・地盤条件への対応	特殊な地盤条件への対応が必要な工事	
		雨や雪等の自然条件の影響が大きな工事	
		急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事	
		動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事	
	□長期工事における安全確保への対応	12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事	
□創意工夫	□施工関係	施工に伴う機械、器具、工具、装置類	
		二次製品、代替製品の利用	
		施工方法の工夫	
		施工環境の改善	
		仮設計画の工夫	
		施工管理、品質管理の工夫	
		情報化施工を取り入れた工事	
	□品質関係		
	□安全衛生関係	安全施設・仮設備の配慮	
		安全教育・講習会・パトロールの工夫	
		作業環境の改善	
		交通事故防止の工夫	
	□施工管理関係		
□その他			
□県産品、県認定リサイクル製品	□県産品		
	□県認定リサイクル製品		
□社会性等	□地域への貢献等	周辺環境への配慮	
		現場環境の地域への調和	
		地域住民とのコミュニケーション	
		ボランティアの実施	
□施工体制	□創意工夫や提案	施工前の創意工夫や提案	
□施工状況	□品質確保対策	品質確保のための特別な対策や独自の工夫	
	□安全対策	安全管理のための臨機の措置	

1. 該当する項目の□にレマークを記入
2. 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を説明資料に整理。

様式7-2

工事特性・創意工夫・県産品、県認定リサイクル製品・社会性等・施工体制・施工状況に関する実施状況

工 事 名			／
項 目		評 価 内 容	
提 案 内 容			
(説明)			
(添付図)			

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

第8 建設副産物について

(参照：土木工事標準積算基準書(単価・損料等) 第8章 処分料(1)建設廃棄物)

- 1 建設廃棄物について、建設廃棄物受入施設に搬出する場合は、処理に係る契約書(写)を事前に監督員に提出すること。
- 2 建設廃棄物について、処分場へ搬入する場合は、受入伝票の原本を発注者に提出し、コピーは請負者で保管すること。
- 3 産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)のA票及びD票もしくはE票について、監督員に提示、確認を受けるものとし、完成検査時に検査員に提示しなければならない。
また、排出事業者として保存義務が課せられているマニフェスト各票は請負者で必ず保管すること。
なお、電子マニフェストの場合は、監督員に「電子マニフェストシステム(JWNET)受渡確認票」により処分終了もしくは最終処分終了の確認を受けるものとし、完成検査時に検査員に提示しなければならない。
- 4 建設発生土について、処分場へ搬入する場合は、受入伝票の原本を発注者に提出し、コピーは請負者で保管すること。
- 5 産業廃棄物の保管の届出について
施工に伴い発生した産業廃棄物を保管(工事現場又は100m²未満の保管場は除く。)するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条(又は第12条の2)第3項の届出、又は産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例第7条の届出が必要となるため、保健所(保管場が和歌山市内にある場合)又は和歌山市役所に産業廃棄物の保管の届出を行うこと。

第8-2 建設副産物について(請負代金額が100万円以上の全ての工事)

共通仕様書(P1-1-10 第20 6) 補助説明

- 1 請負者は、再生資源利用【促進】計画書(実施書)を作成するものとする。なお、再生資源利用【促進】計画は、施工計画書に含めて提出するものとする。
- 2 作成した再生資源利用【促進】計画書(実施書)は、自社においても保管するものとする。
※「建設リサイクルデータ統合システム-CREDAS-入力システム」は国土交通省のホームページよりダウンロードできます。

第9 暴力団による不当要求行為等の排除について

(参照：平成17年8月25日付け県総号外「和歌山県県土整備部発注にかかる建設工事への不当要求行為などに対する連携に関する覚書」)

- 1 請負者は、暴力団等から不当要求行為等(不当要求・工事妨害等)を受けた場合は、速やかにその旨を監督員に報告するとともに、所轄の警察署に報告しなければならない。
- 2 請負者は、暴力団等から不当要求行為等による被害を受けた場合は、速やかに監督

員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出しなければならない。

- 3 請負者は、当該被害により工期に遅れが生じるおそれがある場合は、監督員と工程に関する協議を行うこととする。
- 4 請負者は、請負金額が5千万円以上もしくは発注機関の長が必要と認めた場合については、警察が実施する暴力団排除講習を受講するとともに、県、警察との連絡体制を確立しなければならない。

また請負業者は発注機関の長に対し、契約後速やかに以下の報告を行わなければならない。

- (1) 様式9-1により不当要求行為等に対する「窓口責任者」を報告する
- (2) 様式9-2により受講講習者を報告する。
- (3) 不当要求防止に関する関係者連絡表を作成する。

様式9-1

平成 年 月 日

発注機関の長 様

業者名

印

窓口責任者報告書

この度、当社で受注した

工事名 _____

工事場所 _____

については、下記の者を窓口責任者とします。

記

窓口責任者

住 所 _____

(ふりがな)

氏 名 _____ 年 月 日生

電話番号 _____ (携帯)

不当要求対応マニュアル講習受講申込書

工 事 名	
工 事 場 所	
業 者 名	
住 所	
電 話 番 号	
窓口責任者 氏名・住所 電 話 番 号	
受講対象者 氏名・会社名 住所等	氏名) 会社名) (現場事務所) 電話 () -
受講者多数 の場合は、 別紙使用可	氏名) 会社名) (現場事務所) 電話 () -
	氏名) 会社名) (現場事務所) 電話 () -
	氏名) 会社名) (現場事務所) 電話 () -
	氏名) 会社名) (現場事務所) 電話 () -
	氏名) 会社名) (現場事務所) 電話 () -
受講希望日	和歌山県警の指定日とする。
連絡体制	別紙のとおり (案を示し、具体については、警察署と協議すること)
受講で特に 聞いておき たい事項等	
※監督員氏名 連絡先	

※印は、発注者側で記入します。

工事期間：平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日までの間
(鉛筆書き可)

第10 工事現場における主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係について

1 主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係

主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）は、入札の応札日以前、継続して3ヶ月以上の直接的な雇用関係（所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在すること）を有する者を配置すること。

2 適用対象

専任で主任技術者等を設置しなければならない請負金額3,500万円以上（建築一式工事の場合は7,000万円以上）で県から直接請け負う建設業者の主任技術者等を対象とする。

第11 コンクリートについて

※ 下記通達で通知

(平成20年2月19日付け技第1383号「公共工事におけるレディーミクストコンクリート製造工場の選定について」、平成20年3月4日付け技第1423号「適正なレディーミクストコンクリートの受け入れについて」、平成13年10月12日付け技第198号付け「土木コンクリート構造物の品質確保について」)

- 1 請負者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、JIS マーク表示認定工場または、JIS マーク表示認証工場（改正工業標準化法（平成16年6月9日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した全国統一品質管理監査基準に基づく監査に合格した工場から選定し、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いるものとする。（建築工事でⅡ類のレディーミクストコンクリートを使用する場合を除く。）
- 2 請負者は、上記によらない場合には、その理由を明記した「レディーミクストコンクリートに関する調達調書」を提出し、監督員の確認を得なければならない。また、土木工事施工管理基準等における品質管理基準に示されるコンクリートの施工に関する試験頻度を2倍にするものとする。（低入札工事における品質管理基準 <http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/bid/teinyuu/index.html> 参照）
- 3 請負者は、監査に合格した工場からレディーミクストコンクリートを調達した場合であっても、加水行為等により、品質管理が適切に行われなかったことが判明した場合、以降の調達については、品質管理を適切に実施されていることが確認されるまでの間、当該工場からは、行わないものとする。
- 4 レディーミクストコンクリートへの加水は、コンクリートの性能を著しく変化させるため、行ってはならない。（コンクリート標準示方書〔施工編〕より一部要約）
- 5 また、加水の意識が無い場合でも、製造工場から工事現場到着までの間に、アジテータ車のホップ部分（車両後部上方にある、コンクリートの投入口）に付着したコンクリートを水洗いする行為は、洗浄水がドラム内に流れ込むため、加水行為と同様であり行ってはならない。やむを得ず洗浄する必要がある場合は、水を使用せずエアやブラシ等で行うこと。
- 6 シュート等の洗浄に使用した洗浄水を受けた袋（洗い袋）を、アジテータ車のシュート部分等（積載のために設備された場所以外）に吊り下げたまま道路を走行することは、道路交通法（第55条）に抵触するため行ってはならない。

- 7 洗い袋に入った洗浄水をアジテータ車のドラム内に戻す行為は、高所作業となり（高さ2メートル未満の箇所を除く）、労働安全衛生規則（第518条）に抵触するため行ってはならない。
- ついては、洗浄水の処理は、現場にピット（槽）やベッセル（鋼製箱）等を設置した上で適正に処理を行うか、作業床（足場等）を設け、洗い袋に入った洗浄水をドラム内に戻すものとする。
- ただし、やむを得ずこれらが設置出来ない場合で、安全帯を適切に使用し、洗浄水をドラム内に戻す場合は除く。
- また、ドラム内に戻した洗浄水は、レディーミクストコンクリートと混ざることがないように、製造工場等で排出し、適正に処理を行うこと。
- 8 アジテータ車に積載するコンクリートは、車両ごとに定められた、積載重量の制限を超えることのないよう、十分注意すること。
- 9 重要なコンクリート構造物（※1）の適切な施工を確認する為、コンクリート構造物の施工完了後に、テストハンマーによる材例28日強度の推定調査（※2）を請負者が実施し、調査結果を監督員に提出すること。
- 10 テストハンマーによる強度推定調査の結果が所定の強度を得られない場合については、請負者が原位置のコアを採取し、圧縮強度試験を実施するものとし、調査結果を監督員に提出すること。
- 11 上記による圧縮強度試験結果が、所定の強度を得られない場合等の対処方法については、監督員と協議すること。
- 12 工事完了後の維持管理にあたっての基礎資料とする為、重要なコンクリート構造物（※1）についてはひび割れ発生状況の調査を請負者が実施するものとし、調査結果を完成検査時に提出すること。
- （※1）高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁（但し、プレキャスト製品は除く）、内空断面積が2.5㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工（但し、PCは除く）、トンネル及び高さが3m以上の堰・水門・樋門とする。
- （※2）調査頻度は、鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類については目地間、トンネルについては1打設部分、その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3箇所の調査を実施すること。調査の結果、所定の強度が得られない場合については、その箇所の周辺において再調査を5箇所実施すること。

平成 年 月 日

和歌山県知事 様

請負人 住 所
氏 名

印

レディーミクストコンクリートに関する調達調書

平成 年 月 日付けで建設工事請負契約を締結した下記工事に用いるレディーミクストコンクリートについては、全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した全国統一品質管理監査基準に基づく監査に合格した工場以外から調達するので、調達調書を提出します。

なお、土木工事施工管理基準等における品質管理基準に示されるコンクリートの施工に関する試験頻度を2倍とし、品質管理を行います。

記

1. 工事年度及び工事番号
2. 工事名
3. レディーミクストコンクリートの調達先工場名
4. レディーミクストコンクリートを用いる構造物の概要及び数量
5. レディーミクストコンクリートの規格
6. レディーミクストコンクリートの使用予定期間
7. 理由

第12 道路工事現場における標示施設等の設置基準について

※土木請負工事必携（P10-3～P10-12）については、以下の通りとする。

（平成18年4月12日付け技第39号「道路工事における表示施設などの設置基準の一部改正について」で通知）

- 1 道路工事を行う場合は、必要な道路標識を設置するほか、原則として次に示す事項を標示する標示板を工事区間の起終点に設置するものとする。
ただし、短期間に完了する軽易な工事や自動車専用道路などの高速走行を前提とする道路における工事については、この限りではない。
なお、標示板の設置にあたっては、図-1を参考とするものとする。
 - （1）工事内容
工事の内容、目的等を標示するものとする。
 - （2）工事期間
交通上支障を与える実際の工事期間のうち、工事終了日、工事時間帯等を標示するものとする。
 - （3）工事種別
工事種別（舗装修繕工事等）を標示するものとする。
 - （4）施工主体
施工主体及びその連絡先を標示するものとする。
 - （5）施工業者
施工業者及びその連絡先を標示するものとする。
- 2 車両等の進入を防ぐ必要のある工事箇所には、両面にバリケードを設置し、交通に対する危険の程度に応じて赤ランプ、標注等を用いて工事現場を囲むものとする。（図-2を参照）
- 3 道路工事のため迂回路を設ける場合は、当該迂回路を必要とする時間中、迂回路の入口に迂回路の地図等を標示する標示板を設置し、迂回路の途中の各交差点（迷い込むおそれのない小分岐を除く。）において、道路標識「まわり道」（120-A、120-B）を設置するものとする。（図-3及び図-4を参照）
なお、標示板の設置にあたっては、図-5を参考とするものとする。
- 4 道路工事現場において、防護施設に色彩を施す場合は、黄色と黒色の斜縞模様（各縞の幅10cm）を用いるものとする。
- 5 道路工事現場における標示施設及び防護施設は、堅固な構造として所定の位置に整然と設置（図-6参照）して、修繕、塗装、清掃等の維持を常時行うほか、夜間においては遠方から確認し得るよう照明又は反射装置を施すものとする。
（昭和37年8月30日付け 道発第372号 建設省道路局長通達）

図-1



※色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「舗装修繕工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。

※縁の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。

図-2 車線の一部が工事中の場合の標示例

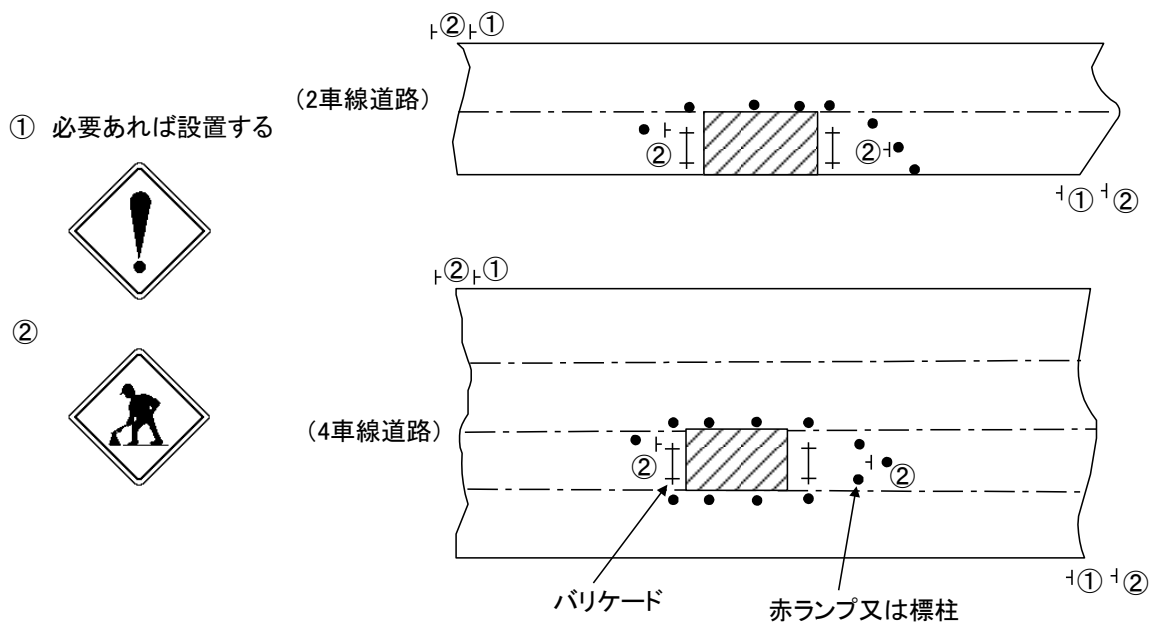
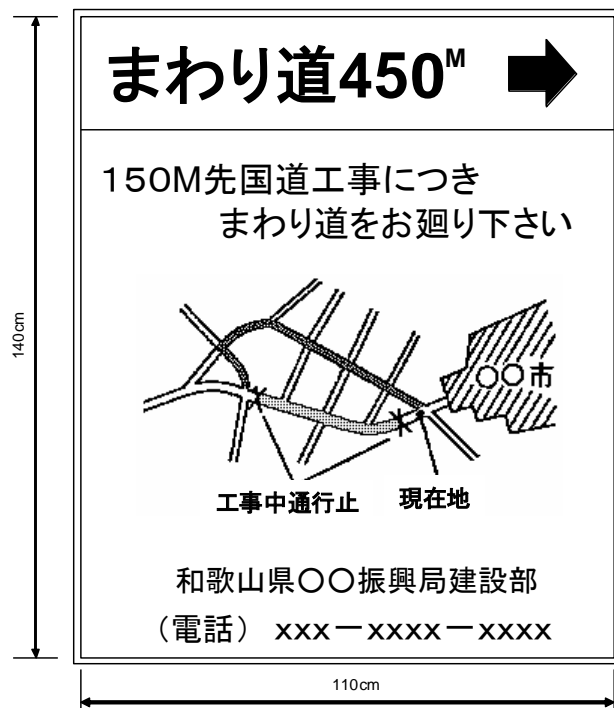


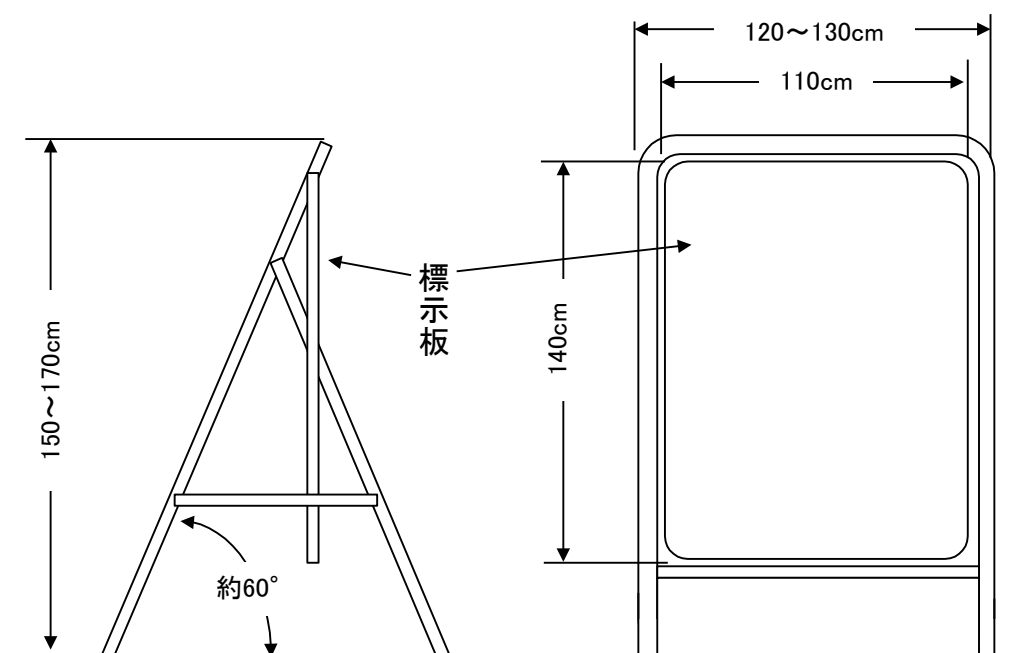
図-5



※色彩は、矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。

※縁の余白は2cm、縁線の太さは1cmとする。

図-6 設置方法の一例



第13 足場工について

(平成17年6月23日付け技第415号「建設工事における足場からの墜落事故防止対策について」で通知)

- 1 当工事での足場の施工にあたっては、「手すり先行工法に関するガイドライン(厚生労働省・平成15年4月)」により、請負者は足場からの墜落事故防止に努めるものとする。
- 2 枠組足場を計上する場合、その施工にあたっては、「手すり先行工法による足場設置基準」に基づく方式(※1のいずれか)を用いるものとする。
ただし、これら資材の普及状況等によりやむを得ない場合は監督員と協議の上、設計変更の対象とできる。
なお、甲乙協議により従来型の枠組足場工に設計変更した場合においても、請負者は安全対策に万全を期すること。

(※1) 手すり先行工法の種類

ア 手すり先送り方式 イ 手すり据置き方式 ウ 手すり先行占用足場方式
注) 改善措置機材による場合も含め、手すりの先行以外に、少なくとも二段手すり
と幅木の機能を有するものとする等、「働きやすい安心感のある足場の基準」を
満たしたものとする。

第14 深礎杭内部での作業について

(平成18年8月25日付け技第596号「県土整備部建設工事事務調査委員会の調査結果について」で通知)

- 1 請負者は、当該工事の深礎杭内部ではエンジン付き排水ポンプの使用を禁止する。
- 2 請負者は、深礎杭内部で内燃機関を有する機械を使用する場合は、杭の深さに関係なく換気設備(安全施設)を必ず設置する。

第15 かご工等に使用する中詰め材(ぐり石)等について

(平成19年3月13日付け技第1302号で通知)

- 1 かご工等に使用する石は、原則として天然石とし、割ぐり石を使用する場合は〔JIS A 5006(割ぐり石)〕の規格に適合した石でなければならない。ただし、原石は、花こう岩類、安山岩類、砂岩類、凝灰岩類、石灰岩類、けい岩類とする。
また、かご工等に使用する石は、扁平細長ではなく、堅硬、緻密、耐久的で、風化凍壊の恐れのないものでなければならない。

第16 吹付工および現場吹付法砕工の品質管理基準について

(平成20年12月2日付け技第1046号「吹付工および現場吹付法砕工の品質管理基準について」で通知)

吹付工および現場吹付法砕工の品質管理基準のうち、種別「施工」における試験項目・試験方法を以下のとおりとする。

なお、規格値等その他の項目については、現行どおりとする。

○ 吹付工

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法
17 吹付工	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JISA1108 土木学会規準 JSCE F561-1999
		その他	塩化物総量規制	「コンクリート中の塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応抑制対策実施要領、Iコンクリート中の塩化物総量規制」による
			スランブ試験 (モルタル除く)	JISA1101
			空気量測定	JISA1116 JISA1118 JISA1128
			コアによる強度試験	JISA1107

○ 現場吹付法砕工

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法
18 現場吹付法砕工	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JISA1108 土木学会規準 JSCE F561-1999
		その他	塩化物総量規制	「コンクリート中の塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応抑制対策実施要領、Iコンクリート中の塩化物総量規制」による
			スランブ試験 (モルタル除く)	JISA1101
			空気量測定	JISA1116 JISA1118 JISA1128
			コアによる強度試験	JISA1107

第17 工事関係提出書類の簡素化について

(平成24年1月18日付け技第1294号「工事提出書類の簡素化について」で通知)

- 1 受注者及び発注者双方の事務効率化のため、工事関係提出書類については別紙のとおりとする。

※ なお、様式については「和歌山県技術調査課のホームページ」に掲載しています。
(<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/hikkei/index.html>)

工事関係書類の簡素化概要

- 簡素化 : 受注者・発注者双方の事務の効率化のため、可能な限り省略
- 主要内容 : 材料品質証明資料は一覧表を提出し、関係書類は請負業者保管等
 工事材料承諾願（様式第7号）を工事材料確認書（様式第7号）に変更
- 適用 : 平成24年2月1日から

簡素化前				簡素化後（平成24年2月1日から）			
No.	様式名	様式	備考	No.	様式名	様式	簡素化概要
2	下請負（委任）通知書	別記第7号様式		2	下請負（委任）通知書	別記第7号様式	・施工体制台帳を提出する場合は省略
3	（現場代理人等通知書の） 経歴書	（第8号様式）別紙		3	（現場代理人等通知書の） 経歴書	（第8号様式）別紙	・現場代理人のみ省略
11	既済部分検査請求書	別記第16号様式		11	—	—	・別紙 様式第2号 工事打合簿にて対応
16	材料確認願	別紙 様式第3号		16	—	—	・別紙 様式第2号 工事打合簿にて対応
17	段階確認書	別紙 様式第4号		17	—	—	・別紙 様式第2号 工事打合簿にて対応
18	立会願	別紙 様式第5号		18	—	—	・別紙 様式第2号 工事打合簿にて対応
19	現場発生品調査	別紙 様式第6号		19	—	—	・別紙 様式第2号 工事打合簿にて対応
20	工事材料承諾願	別紙 様式第7号	関係書類提出	20	工事材料確認書	別記 様式第7号 （様式を変更）	・様式変更後の別記 様式7号で一覧表を提出 ・関係書類は請負者保管、監督員等からの請求時には速やかに提出等
-	施工計画書		当初計画時 及び変更計画時	-	施工計画書		・当初計画時及び変更計画時 ただし、工期及び数量のみの変更の場合は省略
-	材料品質証明資料		関係書類提出	-	材料品質証明資料	別記 様式第8号	・別記 様式第8号で一覧表提出 ・関係書類は請負者保管、監督員等からの請求時には速やかに提出等
-	工事記録写真			-	工事記録写真		・3,000万円以上の全ての工事、1,000万円以上の重要構造物工事は電子納品 ・現地で確認出来る部分の写真は省略

簡素化

※設計図書に定めがある場合及び監督員が指示した場合はこの限りではない。

第18 公共工事に伴う河川の濁水対策について

(平成26年9月24日付け技第793号「公共工事に伴う河川の濁水対策について」で通知)

- 1 受注者は、河川の水域内での作業及び河川区域内で作業を行う場合、濁水の発生する可能性があるため、濁水の発生を極力抑え、濁水を直接下流へ流さないように努めること。
濁水対策は、設計図書に基づき対策を講じることとし、現地調査の結果等を監督員へ報告すること。その際、必要と考えられる対策については、設計変更の対象とする。
なお、受注者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を及ぼしたときは、契約書第28条に基づき、受注者がその損害を賠償しなければならない。
- 2 受注者は、施工状況の写真管理について、共通仕様書に定めるもののほか、以下の記載内容について撮影しておくこと。
なお、監督員等から請求のあったときは、速やかに写真を整理して提出すること。
 - (1) 必須項目
現場着手前に「工事の影響が無い状態の河川」の濁り具合を「下流の複数箇所」において撮影する。
 - (2) 濁水が発生した場合
濁水発生時は「工事の影響が最も大きい状態の河川」の濁り具合を撮影する。
撮影箇所については、「作業箇所のすぐ下流」を基本とし、さらに下流へ濁りが広がっている場合は、その範囲を特定した上で、その箇所においても撮影する。

第19 地籍調査の標識（境界杭等）の取扱いについて

(平成26年10月1日付け技第820号「地籍調査の標識（境界杭等）の取扱いについて」で通知)

- 1 地籍調査により設置された標識（境界杭等）は、国土調査法に定める標識であり、工事によりき損、または影響を及ぼすおそれがある場合は、国土調査法の定めるところにより、標識設置者である各市町村に標識の移転を請求することになるため、必ず監督員に報告すること。

第20 施工体制台帳の作成等について

(平成27年1月13日付け技第1152号「施工体制台帳の作成等についての改正について」で通知)

- 1 請負者は、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の総額）に関わらず、下請契約を締結する場合、施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、所定の様式により監督員に提出しなければならない。